

佐野市自治基本条例が制定されました

市民の皆さんと“協働による自治”を進めます

〈平成31年1月1日施行〉

自治基本条例とは

佐野市の自治について基本的な考え方を明らかにするとともに、市民の皆さんの権利や責務、議会や議会の議員、市長などの執行機関の責務など、自治に関する基本的なことを定める条例です。また、この条例は、佐野市の自治の基本を定めるため、本市の条例の中でも最大限尊重される条例となります。

何のために

私たちは、お互いを尊重し、助け合いながら、自治を進めていく必要があります。本市の自治に関わる全ての人や団体の、それぞれの役割などを明確にし、対等な立場で協力し、自治を推進していくために定めます。

条例が制定されるまで

この条例は、平成24年度から策定に向けた検討を行い、「第3次佐野市行政改革大綱実施計画」において「自治基本条例の制定」を掲げ本格的な作業が始まりました。市民の皆さんの意見や考えを反映させるため、平成26年には市民向け学習会や座談会を行いました。条例の原案づくりを行う「佐野市自治基本条例策定市民会議」が同年9月に発足し、会の名称が「佐野市まちづくり条例の会」※となりました。

「佐野市まちづくり条例の会」では、2年間にわたり議論が重ねられ、平成28年11月に条例の原案と付帯意見を提出していただきました。その後、提出された原案と付帯意見を基に条例案の検討を行い、このたび佐野市議会で可決され、制定に至りました。

※「佐野市まちづくり条例の会」は、公募によりご協力いただいた市民の方々（最大70人）による市民会議で、ボランティアで条例の原案づくりにご尽力いただきました

キーワードは“協働による自治”

この条例で協働とは「責任を持って対等の立場でお互いに協力する」ことをいいます。自治に関わる全ての人が、対等な立場で、適切な役割分担をしながら「協働による自治」を進めていきます。



自治基本条例の構成

第1条 目的	第12条 議会及び議会の議員の責務
第2条 定義	第13条 市長の責務
第3条 この条例の位置付け	第14条 市長以外の執行機関の責務
第4条 基本理念	第15条 職員の責務
第5条 市民の権利	第16条 市政の運営の原則
第6条 市民の責務	第17条 意見公募手続
第7条 町会等及び市民活動団体の責務	第18条 総合的かつ計画的な市政の運営を図るための計画
第8条 事業者の責務	第19条 危機管理
第9条 参画の機会	第20条 交流
第10条 協働による自治	第21条 連携
第11条 住民投票	

紙面の都合で全文を掲載できませんが、特に知っていただきたい条文とその内容を、抜粋して次のページに掲載します。

(全文は佐野市公式ホームページでご覧いただけます <http://www.city.sano.lg.jp/>)





特に知っていただきたい条文と内容を
解説します！

(この条例の位置付け)

第3条 この条例は、本市における自治の基本となるものであり、最大限尊重されなければならない。
2 市は、他の条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

この条例は佐野市の自治の基本を定めるもので、市の条例の中でも最大限尊重される条例です。このため市で定める条例や規則などの制定、改正や廃止をするときは、この条例との整合を図ることを明記しています。

(基本理念)

第4条 本市の自治は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が主体であること。
- (2) 参画又は協働を旨とすること。
- (3) 佐野市民憲章に定めるまちの実現を目指すこと。
- (4) 人権が尊重されるとともに、個性及び能力を十分に発揮することができることを目指すこと。
- (5) 安全で安心して暮らせることを目指すこと。
- (6) 本市の子ども一人一人が、健やかに成長し、次代の社会を担うことができることを目指すこと。

第4条では、佐野市の自治に関して、進むべき方向性や推進の方法について、基本的な考え方を定めています。本市の自治について「市民が主体」(第1号)であり、「参画」※や「協働」する(第2号)ことで佐野市民憲章に定めるまちの実現等(第3号以降)を目指します。

※参画とは、責任を持って主体的に参加することをいいます(第2条で定義しています)

(市民の権利)

第5条 市民は、市政に関する情報について、公開を求める権利を有する。

2 市民は、市政への参画をする権利を有する。



(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、自治を推進する責務を有する。

- 2 市民は、自治への参画(市政への参画を除く。)又は協働をする責務を有する。
- 3 市民は、自治への参画又は協働に当たっては、責任ある行動及び発言をしなければならない。
- 4 市民は、自治を推進するためにその知識の習得に努めるとともに、自治を継続させるために次代の自治を担う人材の育成に努めるものとする。

第5条・第6条では市民の権利や責務について定めています。権利については「市政に関する情報を求める権利」と、「市政に参画する権利」です。これらに関して市では、市民の皆さんへ市政の公開をすることや(第16条第1項)、意見公募手続(パブリック・コメント)による市政への参画の機会(第17条)について定めています。責務については、基本理念にのっとり、自治を推進することや自治に参画や協働をすることになります。

※市民の権利や責務については、法律や条例など様々な権利や責務がありますが、ここでは本市の自治に関する権利や責務についてのみを定めています

(協働による自治)

第10条 市民、町会等、市民活動団体及び市は、適切な役割分担及び相互の連携の下に、協働による自治を行うよう努めるものとする。

2 事業者及び市の区域内において学ぶ者又は働く者(市民を除く。)は、協働による自治に協力するよう努めるものとする。

自治を進めるに当たっては、市民、町会等、市民活動団体及び市が、互いに協力して取り組むことが大切です。第10条第1項では、自治を行う全ての人々が対等な立場で適切な役割分担をしながら、お互いに連携し、「協働による自治」を行う努力をすると定めています。

また、地域社会が抱える様々な課題の解決や自治の推進のためには、佐野市に集う様々な人々の協力が必要です。このため第2項では、市内の事業者や市内に通勤通学する人についても「協働による自治」への協力を求めています。

■問合せ＝行政経営課 ☎(20)3005

